



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
大樹生命福岡祇園ビル3階

TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

国のコロナ対策「月次支援金」は6月中下旬に申請開始予定です

福岡県では3度目となる緊急事態宣言の発令…。2度目の緊急事態宣言(1月16日～2月28日)の際には「一時支援金」という給付制度が設けられ、『青色だより4月号』にもこれを掲載しましたが、今回の3度目の緊急事態宣言(5月12日～)について、同じような条件で新たな給付制度の発表がありました。まだ申請の詳細は公表されていませんが、現時点で出されている経済産業省からの概要を掲載します(以下は個人事業者を対象とした記事となります)。

給付対象

- ① 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること
 - ② 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち、措置の影響を受けて月間売上が2019年又は2020年の同じ月と比べて50%以上減少していること
- ※ 緊急事態・まん延防止措置が発令された都道府県のお客さんに、商品やサービスを直接提供する事業者はもちろんですが、その事業者と取引がある事業者(間接取引)でも緊急事態措置等の影響を受けた場合は対象となります。申請者の事業所所在地や業種について特に限定はありません。

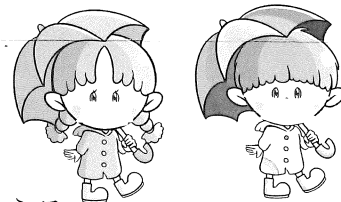
給付額

「2019年又は2020年の基準月の売上金額」－「2021年の対象月の売上金額」 **ただし上限10万円**

申請期間

4月分・5月分 ⇒ 6月中下旬～8月中下旬 6月分 ⇒ 7月1日～8月31日

※ 原則、対象月の翌月から2カ月間が申請期間となります。



申請手順

- ① 2019年及び2020年分の確定申告書類や2021年の対象月の売上台帳など所定の書類を揃える。
 - ② 月次支援金ホームページ(6月中旬開設予定)で仮登録(申請IDの発番)を行う。
 - ③ 登録確認機関(当会)にTELし、事前確認を行う(事前確認通知番号を発番します)。
 - ④ 月次支援金申請ホームページまたは申請サポート会場(設置予定)で給付申請を行う。
- ※ 「一時支援金」を申請された方で「月次支援金」の申請をする場合は①～③が省略でき、マイページから売上台帳を添付するだけで申請が可能です。
- ※ 電話での事前確認が可能なのは、会員の皆さま限定です。会員外の方は、電話での確認はできません。

必要書類

- ① 2019年及び2020年分確定申告書・決算書、対象月の売上台帳、本人確認書類、給付金の振込先通帳など
 - ② 宣誓・同意書(開設予定のホームページにて公表予定)
- ※ ご準備いただく書類の詳細については、ホームページが開設された後、ご確認ください。

注意事項

- ① 昨年の持続化給付金と違い、飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響を受ける事業者以外は給付の対象となりません。
- ② 休業・時短要請を受けた飲食店に対する協力金と重ねて受給することはできません。

「月次支援金」に当てはまらない事業者(給付対象の事業者ではあるが、5月の売上が2019年・2020年の同月と比較して減少率30%以上50%未満)に対して、「福岡県中小事業者等月次支援金」(給付額：最大5万円)という制度が福岡県より発表されています。こちらは申請方法等の詳細がまだ出ておりませんので、該当される方は後日、ホームページ等で確認をお願いいたします。

第3回(令和3年度)福岡中央青色申告会定時総会が開催されました

5月25日に第3回となる一般社団法人福岡中央青色申告会の定時総会が、福岡県中小企業振興センターにて開催されました。今回も昨年と同様に、新型コロナウイルスの影響で最小限での開催となりましたが、第2期の事業・決算報告及び次期の事業計画・予算の承認・役員補選が行われ、議決事項はすべて原案通り承認されました。

コロナ禍とはいえ2年連続の縮小開催となり大変心苦しい限りです。書面での議決権行使・委任状の提出にご協力いただきました皆さま方には心より感謝申し上げます。

令和3年分所得税の予定納税があります。減額申請もできます。

令和3年分所得税の予定納税

令和2年分の申告納税額が15万円以上の方については、8月2日(月)に令和3年分所得税の予定納税(第1期)があります。支払いの準備をしておきましょう。

予定納税の減額申請について

廃業や休業、転業、失業をした場合、災害にあった場合や、新型コロナウイルスによる業績不振などのため、令和3年分の所得税の見込税額が令和2年分の所得税よりも明らかに少なくなると見込まれる場合など、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

減額申請をする場合の申告納税見積額は、令和3年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として計算されます。

減額申請書の提出期限は年2回

(1) 7月減額申請

令和3年6月30日の現況で申告納税見積額を計算し、7月15日(木)までに税務署に提出しなければなりません。

(2) 11月減額申請

令和3年10月31日の現況で申告納税見積額を計算し、11月15日(月)までに税務署に提出しなければなりません。

予定納税が多すぎた場合

税務署からの予定納税通知に従って納税をした金額が、令和2年分の確定申告により算出された税額よりも多かった場合には、税務署は利息(令和3年分は年1.0%)をつけて返金してくれます(受け取った還付加算金は雑所得になります)。予定納税に関するご相談はご予約の上、事務局にご連絡ください。



専従者や従業員から預かっている税金を納めましょう

専従者・従業員に給与を支払っている事業主の方は、1月～6月分の源泉所得税の納付が必要です。(納付額が0円でも納付書の提出が必要です!) 納付期限は7月12日(月)です。※詳細は、別紙ご案内をご確認ください。

源泉所得税納付事務相談会 (各自ご自分で作成されたものを確認します)

会場	青色申告会 会議室 (パソコン教室)
日程	7月1日(木)～7月9日(金) (ただし土曜・日曜は除く) 10時～12時 13時～16時
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> 源泉徴収簿 (月別の各人別給与、賞与の金額 1月～6月までの合計額) 扶養控除等申告書 (従業員及び従業員の扶養家族の氏名・生年月日) 税務署から送られてきた納付書 (ピンク色で印刷された複写式用紙)
手数料	ご自分で作成していただくため、手数料は不要です。※ 代行依頼の場合は、2,200円(一事業所)になります。

法律相談日

弁護士の橘先生による無料相談 6月16日(水) 15時～17時

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?
ご希望の方は日程をご確認のうえ、事前に事務局までご予約ください。 ※詳細は事務局までお問い合わせください。

6月28日(月)は会費の口座振替日です

同封の『会費等納入のお願い』をご確認ください。
ご不明な点がございましたら、6月15日(火)までに、ご連絡をお願い致します。
なお、会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまは、お手数ですが案内にございます口座へお振り込みいただくか、ご来会のうえご入金くださいますようお願い申し上げます。

行今 事月 以降 予定の	行事予定日	行事内容
	6月7日(月)・17日(木)	税務相談日 ※税理士の先生との相談をご希望の場合はご予約ください
	6月16日(水)	法律相談日 ※弁護士の先生との相談をご希望の場合はご予約ください
	6月23日(水)	協同組合PCサポートセンター 定時総会
	6月28日(月)	当会会費口座振替日
	7月1日(木)～7月9日(金)の平日	源泉税納付事務相談会 ※詳細は別紙をご覧ください
	7月12日(月)	源泉所得税(半年に一回の納期特例者)の納付期限

ふくおかNEWS

(一社)福岡中央青色申告会

メール: info@aioiro-f.com HP: http://aioiro-f.com/
Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176
当会発信専用番号:070-5416-5221

編集 後記

急に緊急事態宣言に入った&例年より早い梅雨入りの5月でしたね。緊急事態宣言はもう少し延期となりそうな雰囲気ですが…従業員の住民税を特別徴収している方は6月10日が納付期限となっておりますのでお忘れなく!